

令和3年第3回北海道議会定例会〔予算特別委員会・建設部所管〕開催状況

開催年月日 令和3年10月1日(金)
 質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員
 担当部課 建設部建設政策局維持管理防災課

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 盛土・残土規制等について</p> <p>(一) 盛土・残土規制に関する建設部所管法令について 最後に盛土・残土対策等についてお伺いします。 建設部における盛土・建設残土規制に関する所管法令の現状について、どのような法令で規制されているのか伺います。</p> <p>(二) 砂防三法における指定箇所数と面積について 建設部所管法令のうち、都市計画法、宅地造成等規制法では、建築目的が前提となっていなければ対象となりません。残る砂防三法では、法律ごとの指定箇所数と指定面積をそれぞれお示しください。 また、指定面積全体の合計と本道面積における割合についても伺います。</p> <p>(三) 民間発注工事の建設発生土の把握について 公共工事において、場外搬出された建設発生土をどのように把握しているのか。 また、民間工事において、場外搬出された建設発生土については、道は、どのように把握しているのか伺います。</p> <p>(指摘) 民間発注工事における、建設発生土の処分方法について明確な規定ないことが、熱海市が発生した土石流災害のように私有地に発生土を持ち込み十分な規制が及ばないまま災害につながったことが明らかです。公共民間の区別無く、すべての建設発生土と盛土の事前届出を徹底し、盛土捨土それぞれに適切な場所と設備のもとで対応することを明確化すべきではないか、このことを指摘しておきます。</p> <p>(四) 建設発生土に対する対策について 2018年度建設副産物実態調査における本道の建設発生土有効利用率は81%とのことですが、場外搬出されている建設発生土のうち約半数近くが再利用されず、処分場等へ運ばれている現状は看過しがたいものがあります。 道は、内陸受入地へ運ばれる建設発生土に対する対策をこれまでどう行ってきたのか。また、削減目標値を明確にして、処分場等に運ばれる建設発生土を減少させる取り組みを加速化すべきと考えますが、いかがか伺います。</p>	<p>○管理担当課長 小川 京子 盛土等に関する法令についてではありますが、都市計画法及び宅地造成等規制法で、主に建築物を建てる目的で盛土をする場合に、安全上必要な措置が講じられるよう基準が定められております。 また、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の、いわゆる砂防三法で、指定した区域内における盛土や、土石の集積等を規制しております。 なお、建設部所管の法令においては、建設発生土のうち、有効利用をされるものを除く、いわゆる建設残土の適正処理に関するものはございません。</p> <p>○管理担当課長 小川 京子 砂防三法における指定状況等についてではありますが、令和2年3月31日現在の道内における指定箇所数、指定面積は、砂防指定地が1,705箇所、16,225ヘクタール、地すべり防止区域が66箇所、1,416ヘクタール、急傾斜地崩壊危険区域が594箇所、1,175ヘクタールとなっております。 3つの区域の合計面積の全道面積に対する割合は、重複を含め、0.2%程度となっているところでございます。</p> <p>○ 技術管理担当課長 若山 英樹 建設発生土の処理状況についてではありますが、建設管理部発注工事においては、場外搬出される建設発生土について、あらかじめ、搬出先などを指定し、その指定場所において、土量の確認を行うなど、適正に処理しているところでございます。 個々の民間工事における建設発生土につきましては、その適正処理に関する規定が建設部所管の法令にないことから、把握していないところでございます。</p> <p>○ 建設業担当局長 斎藤 知郷 建設発生土に関する取組についてでございますが、建設発生土は有効な再生資源であり、再利用することにより、残土の発生を抑制するため、道といたしましては、これまでも、国が策定しました建設リサイクル推進計画に基づきまして、有効利用率80%以上を目標とし、道発注工事におきましては、建設発生土の現場内利用等に努めるとともに、官民一体で有効利用を図る「土砂バンク」に参画いたしまして、建設発生土の利用促進を図ってきたところでございます。 引き続き、こうした取組を進め、残土発生量の抑制と再利用を促進してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) 盛土に係る規制について 砂防三法において、盛土を行う場合の届出や審査基準について、公共発注工事と民間発注工事では差があるのか伺います。</p> <p>(五・再) 盛土は砂防三法、都市計画法、宅地造成等規制法では規制されていますが、砂防三法の指定面積の合計は北海道の面積のうち、0.2%程度と圧倒的にわずかです。他法における規制とあわせても、これで北海道では盛土規制は十分行われていると切り切れぬのではないかと思います。認識について伺います。</p> <p>(六) 更なる対策の強化について 熱海災害の最大の教訓は、高さ15メートルの建設残土届出をはるかに超える50メートルにも達していた不適切・違法な盛土を行政が指導監督できなかったことにあります。今回の事故をきっかけに、規制の在り方を根本から見直すことが求められてると考えます。本道においては、盛土災害も違反事案も発生していないことは承知しています。しかし、現行法の網の目をすり抜ける実態があることは明らかであり、熱海市のような事故の発生や、死者が出ることを防がなければなりません。国に法整備を求めることはもちろん、道独自の対策強化、条例制定等、調査結果をもとに更なる対策を強化すべきではありませんか。伺います。</p> <p>(六・再) 部長から全国一律の法規制を全国知事会として要望しているとお答えでした。しかし、発生土量は全国一の北海道で、盛土・残土に対して建設部の所管法令では十分対応ができていない、そういう認識のもと、全国一律の法規制が必要と考え、全国知事会の一員として、道も加わったのかおたずねします。</p> <p>全国一律の法制度、これをもろろん注視していくという姿勢は大事ですけども、やっぱり道民の命を守るためには、道としての独自の対策も必要だと考えます。引き続き、知事にもお伺いをしたいと思っておりますので、お取り計らいをお願いします。</p>	<p>○管理担当課長 小川 京子 砂防三法における審査基準等の違いについてですが、砂防三法では、指定区域内において、盛土等の制限行為を行う場合、都道府県知事に申請を行い、審査を受け、許可を受けなければならないこととされており、なお、国または地方公共団体が行う行為については、都道府県知事への許可申請に代えて、協議により基準を満たしていることを確認することで、許可があったものとみなすこととされておりますが、審査の基準については、民間発注工事と差異はないところでございます。</p> <p>○施設保全防災担当局長 木村 英也 建設部としての認識についてでございますが、これまで建設部所管の法令の及ぶ範囲におきまして、適切に対応してきたものと認識しております。なお、建設部所管の法令におきまして、建設残土の適正処理に関する規定はございません。</p> <p>○建設部長 北谷 啓幸 盛土による土石流災害の対策についてでございますが、本年7月に発生いたしました静岡県熱海市の土石流災害を踏まえまして、道では、土石流により被災するおそれがある区域などについて、現在、地元自治体と連携し、盛土の点検作業を進めているところであります。道といたしましては、速やかに、盛土の現状把握に努め、災害の危険性を有する盛土が判明した場合には、行為者に各法令に従った是正を求めることとしており、建設残土を処理する際の盛土の規制につきましては、全国知事会において、国に対し、法制化による全国統一の基準や規制を早急に設けることについて要望しており、その動向を注視してまいります。</p> <p>○建設部長 北谷 啓幸 全国知事会の要望等についてでございますが、建設残土の適正な処理につきましては、土石流災害などから道民の皆様の安全で安心な暮らしを守るために重要であるとされており、熱海市で発生いたしました土石流災害を踏まえ、全国知事会が、国に対し、法制化による全国統一の基準や規制を早急に設けることについて要望しており、その動向を注視してまいります。</p>